

千葉県教育委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則の制定について

令和7年3月10日
千葉県教育庁
企画管理部教育総務課

1 改正理由

国において、デジタル技術の効果的な活用を推進するため、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に係る主務省令が改正されたことを踏まえ、主務省令の改正内容に準じた改正を行うとともに、県における処分通知等の電子化を促進するために、所要の改正を行う。

2 改正内容

- (1) 電磁的記録の作成等を行う手段について、磁気ディスク等に限らず広く対象となるよう「電磁的記録媒体」に改めることにより、クラウドサービス等の利用が可能であることを明確にする。
- (2) 規則で規定されている手続等に用いられる電子署名について、以下2種類の署名が利用可能であることを明確する。
 - ① 政府認証基盤（GPKI）の官職証明書に基づく電子署名
 - ② 地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）の職責証明書に基づく電子署名
- (3) 県から発出する処分通知等の電子化を促進するために、電子署名に関する要件を緩和する。
 - ① 立会人型電子署名（第三者が県に代わって署名を行うもの）の利用を可能にするため、電子証明書の添付に係る規定を見直す。
 - ② 軽微な内容の処分通知等について、電子署名を省略可能にする。
 - ③ 一定の要件の下において、デジタル技術の進展により電子署名と同程度の確認機能を有する措置を用いて電子署名を代替することを可能とする規定を設ける。

3 施行期日

令和7年4月1日